

令和3年3月17日

令和3年千葉市教育委員会会議第3回定例会

[参考資料]

千葉市子ども読書活動推進計画（第4次）の概要

第3次計画における子どもの読書活動に関する状況

○家庭・地域・学校の取組に分類し、140（再掲除く105）の施策・事業を実施。

主な取組

- ・読書手帳の配布
- ・ブックスタート事業の実施
- ・みずほハスの花図書館の整備
- ・ファミリー読書月間の制定
- ・全校一斉読書活動等の推進
- ・子育て応援コーナーの設置

など

＜目標とする数値に対する状況[令和元年度]＞

- 1か月に読んだ本が0冊の児童生徒の割合
 - ・小学生：0.6% (0.8%)・中学生：0.9% (5.5%)
- ※令和2年度の目標数値は、平成26年度の数値 小学生1.1%、中学生7.9%を基に設定。
- 1週間に1時間以上読書をした児童生徒の割合
 - ・小学5年生：44.1% (52.0%)・中学2年生：43.0% (※1) (52.0%)
- 児童用図書の出冊数
 - ・約148万冊 (158万冊)
- 団体貸出用資料の出冊数
 - ・20,909冊 (27,500冊)

※()内は目標(令和2)年度の目標数値
 ※児童生徒数は第3次計画期間中(H28~R2)に約4,000人減少

第3次計画における課題

- 中学生までの読書習慣の形成が不十分
- 読書への関心を高めるきっかけが必要
- 図書館、学校、地域の団体等の円滑な連携

第4次計画における対応

基本方針

- 1 発達段階ごとの効果的な取組を推進し、読書への関心を高め、読書習慣を形成する
- 2 読書環境の整備と連携体制の構築

計画期間

- おおむね5年間
(令和3年度～令和7年度)

目標とする数値[令和7年度]

基本方針1

- 1か月に読んだ本が0冊の児童生徒の割合
 - ・小学生：0.5% (0.6%)
 - ・中学生：0.7% (0.9%)
- 1週間に1時間以上読書をした児童生徒の割合
 - ・小学5年生：52.0% (44.1%)
 - ・中学2年生：52.0% (43.0% (※1))
- 児童一人当たりの児童用図書の出冊数
 - ・33冊 (31.58冊)

基本方針2

- 団体貸出の利用団体数
 - ・128団体 (119団体)

※()内は現状(令和元年度)の数値

計画推進のための取組

134事業（再掲除く99事業）

【家庭における取組】<4事業>

- ・読書手帳の配布
- ・子ども読書講座の実施
- ・ブックスタート事業の実施
- ・ファミリーブックタイム運動の推進

【地域における取組】<67事業>

- ・新就学児を対象に図書館利用登録の促進【新規】
- ・電子図書館整備【新規】
- ・学校図書館への支援(学校レファレンス用カード)【新規】
- ・公民館図書室のWi-Fi環境整備【新規】
- ・障害のある子どもに配慮した資料の充実と提供
- ・団体貸出用図書の充実

【学校等における取組】<19事業>

- ・学校・幼稚園・保育所等でのおはなし会の実施
- ・全校一斉読書活動等の推進
- ・多様な読書活動(本の帯やポップづくり、読書会、ペア読書、お話(ストーリーテリング)、ブックトーク、アニメーション、ビブリオバトル等)への取組の推進
- ・学校図書館資料の充実
- ・各種教職員研修の充実

＜連携、普及啓発の推進＞<44事業>

- ・学校図書館運営委員会と図書館等との連携【新規】
- ・ボランティア研修の実施
- ・子育て応援コーナーの設置
- ・子ども向けイベントの実施

※1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による休校措置のため、令和元年度は調査未実施であることから、直近の平成30年度の数値を引用

読書習慣の形成に向けた発達段階ごとの効果的な取組の推進

段階	おおむね6歳頃まで	おおむね12歳頃まで	おおむね15歳頃まで	おおむね18歳頃まで
	乳 幼 児 期	小学生期	中学生期	高校生期
	絵本や物語を読んでもらい、興味を示すようになる等	多くの本を読んだり読書の幅を広げたりする読書等	内容に共感したり将来を考えたりする読書等	知的興味に応じた幅広い読書等
1 家庭の取組	No.1 読書手帳の配布		No.2 子ども読書講座の実施	
	No.3 ブックススタート事業の実施	No.4 ファミリーブックタイム運動の推進		
2 地域の取組	【新規】No.5 図書館利用登録の促進(新就学児対象)		No.9 見学や職場体験の受入れ	
	No.9~13 おはなし会の実施(「わらべうたや絵本の会」・高校生などが語るおはなし会・「外国語おはなし会」等)			
	No.14 子ども読書の日等関連行事の実施(推薦図書展示)			
	No.18~21 子どもの読書活動の推進に資する各種講座の実施(図書館出張講座(絵本講座や移動図書館の活用)等)			
	No.22 子どもへの読書相談やレファレンスの充実			
	【新規】No.26 電子図書館整備			
	No.27 YAコーナーの充実			
	No.28~31 児童・青少年向け図書等の充実(計画的収集)			
	No.32~34 障害のある子どもに配慮した資料の充実と提供			
	No.35 地域おはなしボランティア養成講座・研修の実施			
No.36 職員研修の充実(児童青少年サービスに関する業務研修等)				
No.42~43 団体貸出用図書の充実				
No.44 団体貸出用図書についての蔵書検索機能の充実				
【新規】No.46 学校図書館への支援(学校レファレンス用カード配布)				
No.49~53 ボランティア等との連携によるおはなし会の実施				
(2) 生涯学習施設・子育て支援施設等	No.54 放課後子ども教室でのおはなし会の実施		No.55 育児サークルでのおはなし会の実施	
	No.56~57 子どもや保護者が集う施設でのおはなし会等の実施(コミュニティセンター等)			
	No.59~63 子どもや保護者が集う施設における図書の充実(子どもルーム等)			
	No.65 子育てふれ愛フェスタの実施(読み聞かせ)			
	No.67 公民館等の子ども向け講座の充実			
【新規】No.68 公民館図書室のWi-Fi環境整備				
No.71 公民館図書室職員の研修の充実				
3 学校等の取組	No.72 幼稚園・保育所・認定こども園等の児童向け図書の充実		No.76 学校でのおはなし会の実施	
	No.73~74 幼稚園・保育所・認定こども園等におけるおはなし会の実施		No.77 調べ学習の充実	
	No.78 全校一斉読書活動等の推進			
	(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等		No.79 多様な読書活動(本の帯やポップづくり、読書会、ペア読書、お話し(ストーリーテリング、ブックトーク、アニメーション、ビブリオバトル等)(※)への取組の実施	
	(2) 小・中・高等学校等		No.85 学校図書館資料の充実	
			No.87 各種研修等の充実(教職員の読書活動関連研修)	
		No.88 学校間、学校と図書館間の相互貸借システムの構築		
		No.89 学校間、学校と図書館間の配送サービスの構築		
No.95 見学や職場体験の受入れ				
4 家庭・地域・学校等との連携	No.97 ボランティア研修の実施(ブックススタート事業の推進)		【新規】No.102 学校図書館運営委員会と図書館等との連携	
			No.105 読書まつりの実施	
			No.106 図書資料等の有効活用	
5 子どもへの読書活動に関する理解と普及	No.107 子育て応援コーナーの設置		No.121 推薦図書等の紹介	
	No.122 外国人市民の子ども向けサービス(資料情報提供)			
	No.125~126 子ども向けイベントの実施(親子探検ツアー・心に残る一冊を紹介する「本だいき」等)			
6 推進体制の整備	No.132 保護者・職員等の啓発研修の促進			
	No.134 千葉市子ども読書活動推進会議及び担当者会議の活用			

*読書会・・・数人で集まり、本の感想を話し合う活動。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

ブックトーク・・・相手に本への興味がわくような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。

ペア読書・・・二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動。読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。

アニメーション・・・読書へのアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

ビブリオバトル(書評合戦)・・・発表者が読んで面白かった本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2から3分程度行う。全ての発表が終了した時にどの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

千葉市教育委員会公印規則の一部改正について（議案第8号）

教育総務部総務課

1 議案の趣旨

小学校及び中学校の新設・廃止に伴い、市立小学校の数が110校から108校、市立中学校の数が55校から54校にそれぞれ減少する。

また、公印使用簿の様式を市長部局の改正に準じ、改める。

これらに伴う規定の整理を図るため、以下のとおり規則の一部改正を行う。

2 規則改正の概要

(1) 小・中学校の新設・廃止に伴う改正

小学校印（一般・専用）及び小学校長印（一般）並びに中学校印（一般・専用）及び中学校長印（一般）の個数を変更する。

(2) 公印使用簿の改正

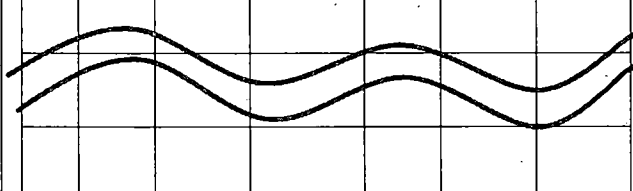
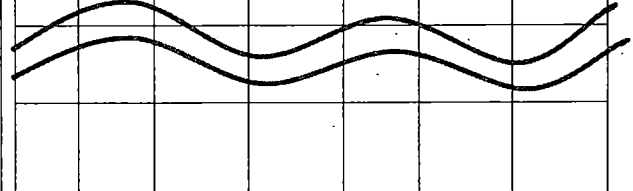
市長部局における様式に準じ、改正する。

3 施行年月日

令和3年4月1日

新旧対照表（千葉市教育委員会公印規則の一部改正）

千葉市教育委員会公印規則（昭和43年千葉市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
千葉市教育委員会公印規則 第1条～第16条（略） 別表第1（略） 別表第2（第5条関係） 1 一般公印 ア 事務局用公印（略） イ 教育機関用公印							千葉市教育委員会公印規則 第1条～第16条（略） 別表第1（略） 別表第2（第5条関係） 1 一般公印 ア 事務局用公印（略） イ 教育機関用公印						
番号	名称	個数	保管者				番号	名称	個数	保管者			
第1号	小学校印	<u>110個</u>	小学校長				第1号	小学校印	<u>108個</u>	小学校長			
第2号	小学校長印	<u>110個</u>	小学校長				第2号	小学校長印	<u>108個</u>	小学校長			
第3号	中学校印	<u>55個</u>	中学校長				第3号	中学校印	<u>54個</u>	中学校長			
第4号	中学校長印	<u>55個</u>	中学校長				第4号	中学校長印	<u>54個</u>	中学校長			
第5号～ 第22号	(略)	(略)	(略)				第5号～ 第22号	(略)	(略)	(略)			
2 専用公印 ア 事務局用公印（略） イ 教育機関用公印							2 専用公印 ア 事務局用公印（略） イ 教育機関用公印						
番号	名称	使用範囲	個数	保管者			番号	名称	使用範囲	個数	保管者		
第1号	小学校印	卒業証書及び表彰状	<u>110個</u>	小学校長			第1号	小学校印	卒業証書及び表彰状	<u>108個</u>	小学校長		
第2号	中学校印	卒業証書及び表彰状	<u>55個</u>	中学校長			第2号	中学校印	卒業証書及び表彰状	<u>54個</u>	中学校長		
第3号～第7号	(略)	(略)	(略)	(略)			第3号～第7号	(略)	(略)	(略)	(略)		
ウ 補助執行用公印（略） 様式第1号～様式第2号（略） 様式第3号 公印使用簿							ウ 補助執行用公印（略） 様式第1号～様式第2号（略） 様式第3号 公印使用簿						
月 / 日	あ て 先	件名 (文 書名)	<u>発信者 名(使 用公印 名)</u>	件数	押印数	所 属 氏 名	月 / 日	あ て 先	件名 (文 書名)	<u>公印 の 名 称</u>	件数	押印数	所 属 氏 名
													
様式第4号～様式第6号（略）							様式第4号～様式第6号（略）						

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

千葉市教育委員会組織規則の一部改正について（議案第9号）

教育総務部教育職員課

1 議案の趣旨

市立中等教育学校開校準備や令和3年4月1日付け組織改正に伴う所要の改正を行うほか、規定の整備を図るため、規則の一部改正を行う。

2 議案の概要

(1) 市立中等教育学校開校準備に伴う規定の整備

ア 規則中「学校」の定義に市立中等教育学校を加える。(第2条関係)

イ 市立中等教育学校の入学者選抜に係る事項を教育委員会会議の議決事項に加えるとともに、入学者のための検査に係る規定を整備する。(第8条、第12条関係)

ウ 市立中等教育学校に係る事務を教育改革推進課の事務分掌とする。(第17条関係)

(2) 令和3年4月1日付け組織改正に伴う規定の整備

ア 総務課に新設される学校財務支援班の事務分掌を加えるとともに、教育指導課の国際理解班の国際教育班への名称変更に伴う事務分掌の文言整理を行う。(第17条関係)

イ 中央図書館情報資料課に運営班が新設されることに伴い、管理課との事務分掌の整理を図る。(第25条の4関係)

ウ 担当課長職の新設・廃止に伴い、規定を整備する。(別表関係)

(3) その他の規定の整備

教育センターの予算及び経理に関する事務を所掌事務から削除する。(第25条の2関係)

- 3 施行年月日 令和3年4月1日。ただし、2(1)イのうち「市立中等教育学校の入学者選抜に係る事項を教育委員会会議の議決事項に加える」ことについては公布の日

新旧対照表（千葉市教育委員会組織規則の一部改正）

千葉市教育委員会組織規則（昭和45年千葉市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>千葉市教育委員会組織規則</p> <p>第1条（略）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）学校 千葉市立小学校設置条例(昭和39年千葉市条例第15号)等の規定に基づき設置された市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。</p> <p>（3）～（5）（略）</p> <p>第3条～第7条（略）</p> <p>（議決事項）</p> <p>第8条 会議において議決を要する事項は、次のとおりとする。ただし、専決できる事項として第12条その他教育委員会が別に定めるものを除く。</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p>（9）市立高等学校、<u>併設型市立中学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す市立中学校をいう。以下同じ。）</u>及び市立特別支援学校高等部の入学者選抜の方法を定めること</p> <p>（10）～（15）（略）</p> <p>第9条～第11条（略）</p> <p>（教育長の専決事項）</p> <p>第12条 教育長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）市立高等学校の入学者のための学力検査並</p>	<p>千葉市教育委員会組織規則</p> <p>第1条（略）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）学校 千葉市立小学校設置条例(昭和39年千葉市条例第15号)等の規定に基づき設置された市立の小学校、中学校、高等学校、<u>中等教育学校</u>及び特別支援学校をいう。</p> <p>（3）～（5）（略）</p> <p>第3条～第7条（略）</p> <p>（議決事項）</p> <p>第8条 会議において議決を要する事項は、次のとおりとする。ただし、専決できる事項として第12条その他教育委員会が別に定めるものを除く。</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p>（9）市立高等学校、<u>市立中等教育学校</u>及び市立特別支援学校高等部の入学者選抜の方法を定めること</p> <p>（10）～（15）（略）</p> <p>第9条～第11条（略）</p> <p>（教育長の専決事項）</p> <p>第12条 教育長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）市立高等学校の入学者のための学力検査並</p>

びに併設型市立中学校及び市立特別支援学校高等部の入学者のための検査を行うこと。

(8)～(13) (略)

2 (略)

第13条～第16条 (略)

(事務分掌)

第17条 前条に規定する内部組織の事務分掌は、次のとおりとする。

教育総務部

総務課

(1)～(11) (略)

(12) 事務局内及び部内の所掌事務に係る連絡及び調整に関すること。

(13) 事務局内及び部内他の課等の主管に属しない事項に関すること。

企画課～学校施設課 (略)

学校教育部

学事課 (略)

教育改革推進課

(1)～(5) (略)

(6) 市立高等学校

(他の部、課等の主管に属するものを除く。)に関すること。

(7) (略)

教育指導課

(1)～(6) (略)

(7) 学校における国際理解教育及び外国人児童生徒・帰国児童生徒に係る指導及び助言に関すること。

(8)～(16) (略)

教育支援課・保健体育課 (略)

生涯学習部 (略)

第18条～第25条 (略)

(教育センター)

第25条の2 教育センターの所掌事務は、次のとおりとする。

びに市立中等教育学校及び市立特別支援学校高等部の入学者のための検査を行うこと。

(8)～(13) (略)

2 (略)

第13条～第16条 (略)

(事務分掌)

第17条 前条に規定する内部組織の事務分掌は、次のとおりとする。

教育総務部

総務課

(1)～(11) (略)

(12) 学校財務の支援に関すること。

(13) 事務局内及び部内の所掌事務に係る連絡及び調整に関すること。

(14) 事務局内及び部内他の課等の主管に属しない事項に関すること。

企画課～学校施設課 (略)

学校教育部

学事課 (略)

教育改革推進課

(1)～(5) (略)

(6) 市立高等学校及び市立中等教育学校

(他の部、課等の主管に属するものを除く。)に関すること。

(7) (略)

教育指導課

(1)～(6) (略)

(7) 学校における国際教育

に係る指導及び助言に関すること。

(8)～(16) (略)

教育支援課・保健体育課 (略)

生涯学習部 (略)

第18条～第25条 (略)

(教育センター)

第25条の2 教育センターの所掌事務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) センターの予算及び経理に関すること。

(3) ~ (20) (略)

第25条の3 (略)

(図書館)

第25条の4 (略)

2 前項の組織の所掌事務は、次のとおりとする。

管理課

(1)・(2) (略)

(3) 館の施設設備の維持管理に関すること。

(4) ~ (12) (略)

情報資料課

(1) 課の庶務 (文書の收受、発送等に限る。) に関すること。

(2) ~ (11) (略)

3 (略)

第25条の5~第57条 (略)

別表(第28条、第37条、第38条関係)

課	職名	担当事務
学校施設課	(略)	(略)
保健体育課	(略)	(略)
生涯学習振興課	(略)	(略)
<u>中央図書館管理課</u>	<u>読書環境整備担当課長</u>	<u>読書環境の整備に関すること。</u>

(1) (略)

(2) ~ (19) (略)

第25条の3 (略)

(図書館)

第25条の4 (略)

2 前項の組織の所掌事務は、次のとおりとする。

管理課

(1)・(2) (略)

(3) ~ (11) (略)

情報資料課

(1) 課の庶務 に関すること。

(2) 館の施設設備の維持管理に関すること。

(3) ~ (12) (略)

3 (略)

第25条の5~第57条 (略)

別表(第28条、第37条、第38条関係)

課	職名	担当事務
<u>教育職員課</u>	<u>企画調査担当課長</u>	<u>教職員の人事に係る企画及び調査に関すること。</u>
学校施設課	(略)	(略)
保健体育課	(略)	(略)
生涯学習振興課	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第8条第9号の改正規定は、公布の日から施行する。

千葉市教育委員会服務監理委員会規程の一部改正について（議案第10号）

教育総務部教育職員課

1 議案の趣旨

千葉市教育委員会服務監理委員会による評価の客観性をより高めることを目的として、委員の構成を変更するもの。

2 議案の内容

学事課長及び生涯学習振興課長を委員に加えるとともに、教育職員課長を委員から除くもの。

3 施行年月日

令和3年4月1日

新旧対照表（千葉市教育委員会服務監理委員会規程の一部改正）

千葉市教育委員会服務監理委員会規程（昭和53年千葉市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条・第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 委員会の委員は、教育次長、教育総務部長、学校教育部長、生涯学習部長、総務課長<u>及び教育職員課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>第4条～第12条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 委員会の委員は、教育次長、教育総務部長、学校教育部長、生涯学習部長、総務課長、<u>学事課長及び生涯学習振興課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>第4条～第12条（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

千葉市公民館管理規則及び千葉市青少年センター管理規則の 一部改正について（議案第11号）

生涯学習部生涯学習振興課

1 改正の趣旨

千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に伴い、同条例等の規定を引用している千葉市公民館管理規則（昭和44年千葉市教育委員会規則第2号）及び千葉市青少年センター管理規則（昭和48年千葉市教育委員会規則第14号）の規定を整備するもの。

2 改正の内容

(1) 引用条例（規則）名称の改正

千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（施行規則）
⇒千葉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（施行規則）

(2) 引用条例の条ずれ

千葉市行政手続等における情報通信の利用に関する条例の改正により、新たに第2条に基本原則が規定され、以降の条が繰下げとなることに対応するため規定を整備する。

3 施行期日

令和3年4月1日

(参考)

○千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正の概要

- (1) 題名の改正（⇒千葉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例）
- (2) デジタル技術を活用した行政の推進にあたっての基本原則を規定（第2条の追加）
- (3) 手数料等のオンライン化条項の追加
- (4) 添付書類の省略条項の追加



○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正の概要

- (1) 題名の改正（⇒情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）
※通称「行政手続オンライン法」→「デジタル手続法」
- (2) デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則
 - ・デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結
 - ・ワンスオンリー：一度提出した情報は二度提出させない
 - ・コネクテッド・ワンストップ：複数の手続・サービスをワンストップで実現
- (3) 行政手続のデジタル化のために必要な事項
 - ・国の行政手続のオンライン原則（地方公共団体等は努力義務）
 - ・本人確認や手数料納付もオンラインで実施
 - ・添付書類の省略 等

新旧対照表（千葉市公民館管理規則及び千葉市青少年センター管理規則の一部改正）

（千葉市公民館管理規則の一部改正）

第1条 千葉市公民館管理規則（昭和44年千葉市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条～第5条 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法による手続）</p> <p>第6条 第3条第5項に規定する届出のうち委員会が別に定める軽微な変更に係るもの及び第4条に規定する手続は、<u>千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成20年千葉市条例第4号）<u>第3条及び第4条</u>の規定により、同条例<u>第3条第1項</u>の電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p> <p>第7条～第18条 （略）</p> <p>別表 （略）</p> <p>様式第1号～様式第8号 （略）</p>	<p>第1条～第5条 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法による手続）</p> <p>第6条 第3条第5項に規定する届出のうち委員会が別に定める軽微な変更に係るもの及び第4条に規定する手続は、<u>千葉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>（平成20年千葉市条例第4号）<u>第4条及び第5条</u>の規定により、同条例<u>第4条第1項</u>の電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p> <p>第7条～第18条 （略）</p> <p>別表 （略）</p> <p>様式第1号～様式第8号 （略）</p>

(千葉市青少年センター管理規則の一部改正)

第2条 千葉市青少年センター管理規則(昭和48年千葉市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法による手続)</p> <p>第5条 第2条第4項に規定する届出のうち委員会が別に定める軽微な変更に係るもの並びに第3条及び前条に規定する手続は、<u>千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>(平成20年千葉市条例第4号) <u>第3条から第6条まで</u>の規定により、同条例<u>第3条第1項</u>の電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p> <p>2 前項の手続は、<u>千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則</u>(平成20年千葉市規則第21号)第3条の市の機関が定めるものとする。</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>様式第1号～様式第5号 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法による手続)</p> <p>第5条 第2条第4項に規定する届出のうち委員会が別に定める軽微な変更に係るもの並びに第3条及び前条に規定する手続は、<u>千葉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>(平成20年千葉市条例第4号) <u>第4条から第7条まで</u>の規定により、同条例<u>第4条第1項</u>の電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p> <p>2 前項の手続は、<u>千葉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則</u>(平成20年千葉市規則第21号)第3条の市の機関が定めるものとする。</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>様式第1号～様式第5号 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

千葉市立博物館管理規則の一部改正について（議案第12号）

生涯学習部文化財課

1 改正の趣旨

平成27年に博物館観覧料を無料化したことに伴い、同年7月1日に規則を改正し、「観覧券」、「団体観覧申込書」、「団体観覧券」の様式を廃止したが、本則に改正漏れがあったことから、規定の整備を図る。

2 改正の内容

本則中、様式に係る規定を改める。

3 施行年月日

公布の日

新旧対照表（千葉市立博物館管理規則の一部改正）

千葉市立博物館管理規則（昭和58年千葉市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（資料の館内利用）</p> <p>第6条 学術上の研究のため博物館資料（以下「資料」という。）を館内で利用しようとする者は、資料館内利用許可申請書（<u>様式第5号</u>）を提出し、資料館内利用許可書（<u>様式第6号</u>）の交付を受けなければならない。</p> <p>（資料の館外貸出し）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 資料の館外貸出しを受けようとするものは、資料館外貸出許可申請書（<u>様式第7号</u>）を提出し、資料館外貸出許可書（<u>様式第8号</u>）の交付を受けなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第8条（略）</p> <p>（寄贈及び寄託）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 資料を寄贈しようとする者は、資料寄贈申請書（<u>様式第9号</u>）を、資料を寄託しようとする者は、資料寄託申請書（<u>様式第10号</u>）を提出するものとする。</p> <p>3 博物館が資料の寄贈を受けると決定したときは、資料受領書（<u>様式第11号</u>）を、寄託を受けると決定したときは、資料受託書（<u>様式第12号</u>）を交付するものとする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第10条（略）</p> <p>様式第1号～第9号（略）</p>	<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（資料の館内利用）</p> <p>第6条 学術上の研究のため博物館資料（以下「資料」という。）を館内で利用しようとする者は、資料館内利用許可申請書（<u>様式第2号</u>）を提出し、資料館内利用許可書（<u>様式第3号</u>）の交付を受けなければならない。</p> <p>（資料の館外貸出し）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 資料の館外貸出しを受けようとするものは、資料館外貸出許可申請書（<u>様式第4号</u>）を提出し、資料館外貸出許可書（<u>様式第5号</u>）の交付を受けなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第8条（略）</p> <p>（寄贈及び寄託）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 資料を寄贈しようとする者は、資料寄贈申請書（<u>様式第6号</u>）を、資料を寄託しようとする者は、資料寄託申請書（<u>様式第7号</u>）を提出するものとする。</p> <p>3 博物館が資料の寄贈を受けると決定したときは、資料受領書（<u>様式第8号</u>）を、寄託を受けると決定したときは、資料受託書（<u>様式第9号</u>）を交付するものとする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第10条（略）</p> <p>様式第1号～第9号（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【議案第13号】

千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

国公立高等学校等の低所得世帯の生徒に対し、国の補助事業を活用して、千葉県が支給する奨学のための給付金において、低所得世帯や多子世帯の教育費負担の軽減を図るために、非課税世帯における第1子の給付額を増額することに伴い、その差額の支給について規定している本規則の一部を改正するものである。

2 改正の概要

- (1) 第3条「支給額から相当額を控除する給付金」第2号に規定する給付金の年額を、84,000円から110,100円に改める。
- (2) 第4条「委員会規則で定める額」第2号に規定する支給額を、月額3,000円から、月額825円に改める。

3 施行期日

令和3年4月1日

【参考】

	育英資金支給額(年)	控除額(年)	実際の支給額(年)	実際の支給額(月)
	条例第3条	規則第3条(2)		規則第4条(2)
R2年度	120,000円	84,000円	$36,000円 \div 12 =$	3,000円
R3年度	120,000円	110,100円	$9,900円 \div 12 =$	825円

奨学のための給付金の給付額(年額)

- ・生活保護受給世帯 全日制等・通信制

国公立：32,300円、私立：52,600円

- ・非課税世帯 全日制等(第1子)

国公立：110,100円、私立：129,600円

- ・非課税世帯 全日制等(第2子以降)

国公立：141,700円、私立：150,000円

新旧対照表（千葉市育英資金支給条例施行規則）

千葉市育英資金支給条例施行規則（昭和37年千葉市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（支給額から相当額を控除する給付金）</p> <p>第3条 条例第3条ただし書に規定する委員会規則で定める給付金は、次のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）奨学のための給付金であつて、年額<u>84,000円</u>のもの</p> <p>（委員会規則で定める額）</p> <p>第4条 条例第3条ただし書に規定する委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる者について、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）前条第2号に規定する給付金を受給している者 月額<u>3,000円</u></p> <p>第5条～第12条（略）</p>	<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（支給額から相当額を控除する給付金）</p> <p>第3条 条例第3条ただし書に規定する委員会規則で定める給付金は、次のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）奨学のための給付金であつて、年額<u>110,100円</u>のもの</p> <p>（委員会規則で定める額）</p> <p>第4条 条例第3条ただし書に規定する委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる者について、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）前条第2号に規定する給付金を受給している者 月額<u>825円</u></p> <p>第5条～第12条（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

【議案第14号】

千葉市立中等教育学校管理規則の制定について

1 制定の趣旨

千葉市立中等教育学校設置条例の制定に伴い、同校の管理規則を制定する。

2 千葉市立中等教育学校管理規則の概要

千葉市立高等学校管理規則を基本とし、前期課程に関する事項は千葉市立小学校及び中学校管理規則を加味

第1章 総則（第1条～第5条）

- ・生徒定員は各学年160人
- ・後期課程は単位制による全日制普通科
- ・通学区域は千葉市内全域

第2章 組織（第6条～第17条）

第3章 教育課程（第18条～第22条）

第4章 教科書及び教材（第23条～第25条）

第5章 学期及び休業日（第26条～第30条）

- ・学期や休業日は現在の稲毛高校及び附属中学校と同様とすることを規定

第6章 生徒（第31条～第53条）

- ・入学者選抜によって入学者を決定
- ・編入学や転入学は教育上支障がない場合に限り認める
- ・留学、出席状況が良好でない生徒の報告、生徒の出席停止等

第7章 成績の判定及び卒業の認定（第54条～第62条）

- ・成績の判定や卒業の認定等

第8章 施設等の管理（第63条～第69条）、第9章 服務（第70条～第73条）、

第10章 文書（第74条～第79条）、第11章 授業料等（第80条・第81条）、

第12章 学校評価（第82条～第84条）、第13章 雑則（第85条）

3 施行期日

令和4年4月1日 ただし、教育課程の編成（第18条）、教科書（第23条～第25条）、入学者選抜（第31条、第32条）及び入学検査料（第80条）は令和3年4月1日

【議案第15号】

千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部改正について

1 改正の趣旨

中等教育学校設置に伴い、千葉市立稲毛高等学校附属中学校の募集中止等に係る教育委員会規則を整備する。

2 改正の概要

(1) 稲毛高等学校附属中学校の募集を中止する等の改正を行う。

千葉市立小学校及び中学校管理規則

(2) 条例名の変更に伴う所要の改正を行う。

ア 千葉市立高等学校管理規則

イ 千葉市立高等学校授業料等徴収条例施行規則

3 施行期日

令和4年4月1日 ただし(1)は令和3年5月1日

新旧対照表（千葉市立小学校及び中学校管理規則等）

（千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正）

第1条 千葉市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年千葉市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条～第31条の3（略）</p> <p><u>（附属中学校の入学の許可等）</u> 第31条の4 附属中学校の入学は、学校教育法施行規則第117条の規定により準用する同令第110条の規定のほか、別に定めるところにより、校長がこれを許可する。この場合において、学力検査は行わないものとする。 2 入学許可の時期は、学年の始めとする。</p> <p><u>（附属中学校の入学の志願及び募集等）</u> 第31条の5 附属中学校に入学を志願することができる者は、本人及び保護者が本市に居住する者とする。 2 前項の規定により附属中学校に入学を志願することができない者又は特にやむを得ない事情のある者は、別に定めるところにより、校長の承認を受けて附属中学校に入学を志願することができる。 3 附属中学校における生徒の募集及び入学者の選抜の方法等については、この規則に定めるもののほか、毎年教育委員会が定め、あらかじめこれを告示する。</p> <p><u>（附属中学校の志願手続）</u> 第31条の6 附属中学校に入学を志願しようとする者は、所定の入学願書に必要な書類及び入学検査料を添え、校長に提出しなければならない。</p> <p><u>（附属中学校の入学手続）</u> 第31条の7 附属中学校の入学を許可された生徒の保護者は、入学日から7日以内に誓約書（別記第6号の2様式）を校長に提出しなければならない。 2 生徒の保護者が変更になったときは、改めて誓約書を提出しなければならない。</p> <p>（保護者）</p>	<p>第1条～第31条の3（略）</p> <p><u>第31条の4から第31条の6まで 削除</u></p> <p>（附属中学校の保護者の変更） 第31条の7</p> <p>生徒の保護者が変更になったときは、改めて誓約書（別記第6号の2様式）を提出しなければならない。</p> <p>（保護者）</p>

改正前	改正後
第31条の8 第31条の5第1項及び前条 に規定する保護者は、生徒に対して親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人又は未成年後見人の職務を行う者)をいう。	第31条の8 前条に規定する保護者は、生徒に対して親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人又は未成年後見人の職務を行う者)をいう。

(千葉市立高等学校管理規則の一部改正)

第2条 千葉市立高等学校管理規則(昭和39年千葉市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1条～第63条 (略)	第1条～第63条 (略)
(授業料等) 第64条 市が徴収する授業料・手数料等については、 千葉市立高等学校授業料等徴収条例 (昭和34年千葉市条例第23号)及び 千葉市手数料条例 (昭和22年千葉市条例第15号)の定めるところによる。	(授業料等) 第64条 市が徴収する授業料・手数料等については、 千葉市立学校授業料等徴収条例 (昭和34年千葉市条例第23号)及び 千葉市証明等手数料条例 (昭和22年千葉市条例第15号)の定めるところによる。
第65条～第70条 (略)	第65条～第70条 (略)

(千葉市立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部改正)

第3条 千葉市立高等学校授業料等徴収条例施行規則(昭和57年千葉市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
千葉市立高等学校授業料等徴収条例施行規則	千葉市立学校授業料等徴収条例施行規則
(趣旨) 第1条 この規則は、 千葉市立高等学校授業料等徴収条例 (昭和34年千葉市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、 千葉市立学校授業料等徴収条例 (昭和34年千葉市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(減免の対象) 第2条 条例第5条の規定による授業料の額の全部又は一部の免除(以下「減免」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。 (1) 生徒の保護者(千葉市立高等学校管理規則(昭和39年千葉市教育委員会規則第5号)第29条に規定する保護者をいう。)の住家等の建物、家財又は農作物その他生産手段	(減免の対象) 第2条 条例第5条の規定による授業料の額の全部又は一部の免除(以下「減免」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。 (1) 生徒の保護者(千葉市立高等学校管理規則(昭和39年千葉市教育委員会規則第5号)第29条又は 千葉市立中等教育学校管理規則(令和3年千葉市教育委員会規則第0号)第36条 に規定する保護者をいう。)の住家等の建物、家財又は農作物その他生産手段

改正前

となる物件に災害(申請前1年以内に発生したものに限る。)を受けたとき。

第3条～第8条 (略)

様式第1号

授業料 退免 申請書

年 月 日

(あて先)
千葉市教育委員会

住 所
生徒氏名 (※)
保護者氏名 (※)
※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

次のとおり退免申請を提出するよう申請します。

記

1 退免申請額

2 理 由

様式第2号

授業料 退免 に関する 調書										
(ふりがな) 生徒氏名	男 女	住所	自宅・借家・借間家 賃・月額 円							
第2条 1号 該 当 2号 該 当 3号 該 当 4号 該 当	退免の額		金額・半額							
	退免の期間		月日から 年月まで(か月)							
			奨学資金受給の有無							
	支給団体名		月	額	円	受給開始年月日		年 月 日		
家 族 の 状 況	続柄	氏名	年齢	同居 別居	職業又は勤務先 (生徒の場合校 名・学年)	年間収入 額	所得額	備	考	
	本人					円	円			
参 考					農業耕作面積					
					田 a 果樹園 a 植木畑 a 生活保護受給 有・無 畑 a 桑園 a 山林 a (有の場合は年月日から)					
※の 校 長 印										
※ 上記のとおり相違ないことを認める。 年 月 日					千葉市立 校長 印					

様式第3号 (略)

様式第4号

改正後

となる物件に災害(申請前1年以内に発生したものに限る。)を受けたとき。

第3条～第8条 (略)

様式第1号

授業料 退免 申請書

年 月 日

(あて先)
千葉市教育委員会

住 所
生徒氏名 (※)
保護者氏名 (※)
※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

次のとおり退免申請を提出するよう申請します。

記

1 退免申請額

2 理 由

様式第2号

授業料 退免 に関する 調書										
(ふりがな) 生徒氏名	男 女	住所	自宅・借家・借間家 賃・月額 円							
第2条 1号 該 当 2号 該 当 3号 該 当 4号 該 当	退免の額		金額・半額							
	退免の期間		月日から 年月まで(か月)							
			奨学資金受給の有無							
	支給団体名		月	額	円	受給開始年月日		年 月 日		
家 族 の 状 況	続柄	氏名	年齢	同居 別居	職業又は勤務先 (生徒の場合校 名・学年)	年間収入 額	所得額	備	考	
	本人					円	円			
参 考					農業耕作面積					
					田 a 果樹園 a 植木畑 a 生活保護受給 有・無 畑 a 桑園 a 山林 a (有の場合は年月日から)					
※の 校 長 印										
※ 上記のとおり相違ないことを認める。 年 月 日					千葉市立 校長 印					

様式第3号 (略)

様式第4号

改正前	改正後
授業料等減免辞退届 年 月 日 (あて先) 千葉市教育委員会 本人住所 千葉市立 <u> </u> 第 <u> </u> 学年 氏 名 (※) 保護者住所 氏 名 (※) ※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。 年 月 日付け第 <u> </u> 号により授業料の減免を得ておりましたが、年 月分から(<u> </u>)辞退いたしますのでお届けします。 記 1. 授業料減免許可のあった期間 年 月から 年 月まで 様式第5号 (略)	授業料等減免辞退届 年 月 日 (あて先) 千葉市教育委員会 本人住所 千葉市立 <u> </u> 第 <u> </u> 学年 氏 名 (※) 保護者住所 氏 名 (※) ※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。 年 月 日付け第 <u> </u> 号により授業料の減免を得ておりましたが、年 月分から(<u> </u>)辞退いたしますのでお届けします。 記 1. 授業料減免許可のあった期間 年 月から 年 月まで 様式第5号 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし第1条の規定は、令和3年5月1日から施行する。

2 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間における千葉市立稲毛高等学校附属中学校の生徒定員は、第1条の規定による改正後の千葉市立小学校及び中学校管理規則第31条の3の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間

2年	3年	計
80人	80人	160人

(2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間

3年	計
80人	80人

【議案第16号】

千葉市立学校教員採用選考規程の一部改正について

1 改正の趣旨

中等教育学校設置に伴い、教員採用に係る規定を整備する。

2 改正の概要

中等教育学校の教員を採用するための改正を行う。

3 施行期日

令和3年4月1日

新旧対照表（千葉市立学校教員採用選考規程）

（千葉市立学校教員採用選考規程の一部改正）

第1条 千葉市立学校教員採用選考規程（平成4年教委訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条（略）</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この規程において、「教員」とは、次の各号に掲げる学校の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（常時勤務の者に限る。）をいう。</p> <p>(1) 千葉市立高等学校</p> <p>(2) 千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校</p> <p>2（略）</p> <p>第3条～第12条（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この規程において、「教員」とは、次の各号に掲げる学校の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（常時勤務の者に限る。）をいう。</p> <p>(1) 千葉市立高等学校</p> <p><u>(2) 千葉市立中等教育学校</u></p> <p>(3) 千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校</p> <p>2（略）</p> <p>第3条～第12条（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年教育委員会会議第3回定例会出席者(第一・第二会議室)

